

グリーン調達ガイドライン

Ver 6.0

2017年7月1日

東芝デジタルソリューションズ株式会社

【目次】

I. はじめに	1
II. 環境基本方針	2
III. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達の方針	
1. 本ガイドラインの趣旨	2
2. 本ガイドラインの適用範囲	2
3. 本ガイドラインの取扱い上の注意	2
4. 用語の定義	3
5. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達基準	4
(1) 調達取引先様の選定基準	
(2) 調達品の選定基準	
6. 調達取引先様へのお願い事項	5
IV. グリーン調達の各種調査等の実施方法	
1. 調達取引先様の環境活動調査	6
(1) 調査依頼、回答方法	
(2) EMS 調査	
(3) CMS 調査	
2. 環境関連物質 使用／不使用宣言書	8
(1) 調査対象物質	
(2) 調査依頼、回答方法	
3. JAMP-AIS 調査	9
(1) 調査対象物質	
(2) 調査依頼、回答方法	
4. 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結	10
(1) 合意対象範囲	
(2) 締結要領	
付属資料	
別表1 ランクA：禁止物質(群)	12
別表2 ランクB：管理物質(群)	16
【様式1】EMS 調査表	17
【様式2】CMS 調査表	17
【様式3】環境関連物質 使用／不使用宣言書	17
【様式4】特定化学物質の使用制限に関する合意書の例	18

改訂記録

I. はじめに

東芝グループでは、「人と、地球の、明日のために。」のスローガンのもとにCSR（企業の社会的責任）活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。東芝グループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、東芝環境ビジョン2050を策定し、2050年のあるべき姿からバックキャストリングして、具体的な環境活動項目とその目標値を管理しています。

東芝デジタルソリューションズグループにおきましてもデジタルソリューションズ事業を展開するにあたり環境配慮への取り組みを最優先課題と捉え東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針を定め活動しています。

私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。東芝デジタルソリューションズグループでは「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容に改訂しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

東芝デジタルソリューションズ株式会社
技術統括部
グループ調達統括部

II. 環境基本方針

当社の web サイト（下記 URL）でご確認いただけます。

URL : <http://www.toshiba-sol.co.jp/env/env02.htm>

III. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達考え方

1. 本ガイドラインの趣旨

東芝デジタルソリューションズグループでは、東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達が欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する東芝デジタルソリューションズグループの基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、調達品）について、調達取引先様をお願いする具体的内容について示しています。

東芝デジタルソリューションズグループは、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

東芝デジタルソリューションズグループ

2017年7月現在

- ・東芝デジタルソリューションズ株式会社
- ・東芝情報システム株式会社
- ・東芝ソリューション販売株式会社
- ・中部東芝エンジニアリング株式会社
- ・イー・ビー・ソリューションズ株式会社
- ・株式会社ビジネストラベルジャパン

- ・東芝 IT サービス株式会社
- ・日本システム株式会社
- ・九州東芝エンジニアリング株式会社
- ・東芝ピーエム株式会社
- ・瀋陽東芝東軟情報システム社

2. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、東芝デジタルソリューションズグループにおける「商品（*1）に関わる材料等の調達」及び「生産活動に関わる調達」に関し、調達取引先様及び調達品に適用します。

（*1）東芝デジタルソリューションズグループが販売する全ての商品とし、OEM先及びODM先にて製造され販売するものを含みます。

3. 本ガイドラインの取扱い上の注意

本ガイドラインでは、化学物質に関する法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての規制・禁止を包括的に言及してはおりません。個別の遵守については法令に従ってください。

本ガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つ、もしくは保証するものではありません。

本ガイドラインは、2016年3月29日より名称を「グリーン調達運用ガイドライン」から「グリーン調達ガイドライン」に変更し、運用する（本ガイドラインの発行日2015年3月1日は変更しない）。

4. 用語の定義

本ガイドラインで使用する、主な用語の定義は次のとおりです。

【A I S】 (Article Information Sheet)

JAMP が推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートであり、成形品の「質量」「部位」「材質」「管理対象法規に該当する物質の含有有無・物質名・含有量・成形品当たりの濃度」などの情報を記載し、ダウンストリームユーザーに伝達するために使用されます。

【C M S】 (Chemical substances Management System)

化学物質管理システムのことで、製品に含まれる化学物質の削減計画を立て組織的に部材調達から製品出荷まで管理する仕組み。

【E M S】 (Environmental Management System)

環境管理システムのことで、組織や事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

【J A M P】 (Joint Article Management Promotion-consortium)

アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。

JAMP URL : <http://www.jamp-info.com/>

【R E A C H規則】 (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)

2007年6月1日から新しくスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度。

【R o H S指令】 (Directive of the Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances)

2006年7月1日以降、欧州に上市する電気・電子製品へ特定有害物質の含有を原則禁止した指令。特定有害物質は、6物質（カドミウム、六価クロム、水銀、鉛、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）（2014年11月現在）。欧州以外で中国、韓国、米国等にも同様な規制がある。

【S V H C】 (Substances of Very High Concern)

R E A C H規則の一部で成形品中の化学物質（高懸念物質）。

【意図的添加】

特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

【禁止15物質（群）】

環境調和型製品に採用する部材で含有を禁止している「ランクA：禁止物質（群）」（別表1）01～A15の物質（群）。特定化学物質ともいう。

【均質材料】

部品中の、はんだ部分、メッキ部分、インク、樹脂部、シート、鋼材などの単一素材。

【クローズドシステム】

原材料調達から廃棄・リサイクルに至る製品ライフサイクルの全段階において製品含有化学物質が地球環境に排出されることのないようにした仕組みのことをいう。

5. 東芝デジタルソリューションズグループのグリーン調達基準

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために次の2つの側面から選定基準を定めグリーン調達を推進しています。

- ・調達取引先様の選定基準
- ・調達品の選定基準

(1) 調達取引先様の選定基準

お取引を開始、継続させて頂く際は以下の事項を積極的に推進している調達取引先様を優先します。

- ① 環境管理システム（EMS）の構築・運用
環境管理システムを構築・運用しISO14001等の外部認証取得、または相当の活動により環境保全活動を実施している。
- ② 製品含有化学物質管理システム（CMS）の構築・運用
JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した調達品の含有化学物質管理、または相当の活動により調達品の含有化学物質管理を実施している。
- ③ 地球環境保全活動を積極的に推進
地球温暖化の防止、資源の有効活用、生物多様性の保全など地球環境保全活動に取り組んでいる。

(2) 調達品の選定基準

東芝デジタルソリューションズグループでは「ランクA：禁止物質（群）」（別表1）、「ランクB：管理物質（群）」（別表2）を定め、弊社環境調和型製品に使う調達品は以下を満たしているものを採用します。

区分	判断基準
ランクA：禁止物質（群） （別表1）	東芝グループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）
ランクB：管理物質（群） （別表2）	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）

- ① 禁止物質（群）を含まない、または含有濃度の閾値があるものは含有量が閾値未満で含有情報を把握しその情報を提供でき、弊社からの化学物質含有量調査時に含有量情報が提供される。
禁止物質（群）は調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）で国内外の法規制により製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）です。
- ② 管理物質（群）の含有情報を把握しその情報を提供でき、弊社からの化学物質含有量調査時に含有量情報が提供される。
管理物質（群）は使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）です。
- ③ 環境負荷低減を図っていてその情報を提供でき、弊社からの調査時に情報が提供される。
環境負荷低減とは省エネルギー、省資源、リユース可能、リサイクル可能、リサイクル材の利用、処理処分の容易性、長期使用可能、梱包材削減などです。

6. 調達取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様には以下をお願いします。

- (1) 環境管理システム（EMS）の改善計画を立案し、実行・運営をお願いします。
EMSの効率運用の有効な手段として環境外部認証の積極的な取得・維持を推奨します。
- (2) 含有化学物質を適切に管理する仕組（CMS）の構築・運用・継続的改善をお願いします。
- (3) 環境保全活動への取組状況や化学物質含有確認の為の各種調査へのご協力をお願いします。
 - ・ 調達取引先様の環境活動（EMS調査）
 - ・ 調達取引先様の製品含有化学物質管理システムの構築・運用（CMS調査）
 - ・ 環境関連物質 使用／不使用宣言書等による含有調査
 - ・ JAMP-AISによる含有調査
 - ・ 弊社お客様からのご依頼による指定化学物質の調査
- (4) 調達品の環境品質確保の為の契約の締結
調達取引の際に「特定化学物質の使用制限に関する合意書」の締結をお願いする場合があります。
弊社より締結の申込みを行いますので、締結に向けた迅速なご対応をお願いします。
- (5) 不適合品への対応
東芝デジタルソリューションズグループの納入品に万一不適合が確認された場合は、再調査／原因追求に対する迅速な対応および対策措置に関するご協力をお願いします。
また、弊社有害物質含有検査で弊社管理基準外の判定結果となった場合は、その時点で調達取引先様へ関連情報を送付させていただきますので調査へのご協力と原因判明までの代替部品の供給にご協力願います。
- (6) サプライチェーンをスルーした本「グリーン調達ガイドライン」の遵守
調達取引先様が東芝デジタルソリューションズグループへ納入する物品を調達または加工等を依頼する再委託先様への本ガイドラインの周知徹底と要求事項を満たす為の指導・支援をお願いします。
- (7) 環境活動の継続的な改善促進
ご提出頂いた調査表（EMS、CMS）に基づき、弊社にて調達取引先様の環境活動状況を評価し、結果を調達取引先様へ通知します。
評価結果に応じ、調達取引先様へ改善や現場監査等の実施をお願いさせて頂く場合がありますのでご対応願います。
また、弊社にご提出頂きました情報は東芝デジタルソリューションズグループ内で共有し東芝デジタルソリューションズグループ内における環境リスク物質の管理および弊社顧客からの調査対応に活用させて頂くと共に法遵守のため東芝デジタルソリューションズグループ製品の情報として第三者に開示する場合がありますのでご了解願います。

IV. グリーン調達の各種調査等の実施方法

1. 調達取引先様の環境活動調査

調達取引先様の選定に当たっては、品質・価格・納期・サービスに加え、環境関係法令及びグリーン調達の対応状況などを含めた環境活動（EMS）及び製品含有化学物質管理（CMS）への取組み状況を次の調査用紙で自己評価頂き、評価ランク上位の調達取引先様を優先します。

- ・ EMS 調査用紙 ・ 「お取引先様における環境活動調査（EMS 調査表）」Excel (以下、EMS 調査表) (*1)
- ・ CMS 調査用紙 ・ 「実施項目一覧表兼チェックシート」Excel (以下、チェックシート) (*2)
・ 「お取引先様の製品含有化学物質管理に関する調査（CMS 調査表）」Excel (以下、CMS 調査表) (*3)

(*1) EMS 調査表は付属資料【様式1】を参照下さい

(*2) チェックシートは J AMP ホームページのダウンロードエリア「製品含有化学物質管理ガイドライン」の中の「製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート」を参照ください

(*3) CMS 調査表は付属資料【様式2】を参照ください

(1) 調査依頼、回答方法

EMS 調査用紙及び CMS 調査用紙を送付しますので依頼された方法により回答を記入し、回答日限までに提出願います。

必要により製造メーカー様などへの状況確認もお願いいたしますので依頼内容をご確認頂き対応をお願いします。

① 調査は定期的に行います。（原則年1回）

② 調達取引先様の回答（自己評価）を確認させて頂き、必要により改善要請や現場監査をさせて頂く場合がありますのでご対応をお願いします。

③ 評価結果が最上位の調達取引先様は翌年の調査を省略する場合があります。

(2) EMS 調査

① 評価項目

EMS 調査表の主な項目は以下のとおりです。

1. 環境関係法令及びグリーン調達などの対応状況を確認
2. ISO 14001 (又は相当) 外部認証の取得を確認
3. 2. の外部認証が未取得の場合は環境保全に対する項目の取組みを確認

② EMS 評価基準

上記の評価項目に基づく評価点合計をランク分けし、評価ランク S または A の調達取引先様からの調達を優先します。

評価ランク	選定基準
S	優先取引
A	
B	改善要請、指導支援を前提
C	
D	

(3) CMS 調査

① 評価項目

チェックシートの主な項目は以下のとおりです。

1. 方針
2. 計画策定
3. 実施及び運営
4. 人的資源および文書・情報の管理
5. パフォーマンス（実施状況）の評価及び改善
6. マネジメントレビュー（経営者による見直し）

チェックシートの自己評価結果に基づき CMS 調査表を記入下さい。主な項目は以下のとおりです。

1. 改善が必要な事項の対策内容及び完了予定時期
2. 委託先の管理状況

なお、CMS 調査は商社、代理店等の非製造業も対象になります。

② CMS 評価基準

チェックシートに基づく総合判定で合格の調達取引先様からの調達を優先します。

評価ランク	総合判定	条件	選定基準
4	合格	(1) 該当項目の判定がすべて” 適合”	優先取引
3		(2) 該当項目の判定で” 準適合” の項目数が 1/4 以下、不適合はなし。ただし” 準適合” の項目は是正計画書があること。	
2	不合格	(3) 該当項目の判定で” 準適合” の項目数が 1/4 を超える、不適合はなし	改善要請、指導支援を前提
1		(4) 該当項目の判定で” 不適合” の項目がある	

③ 対象物質

- ・ 禁止物質（群）の A 0 1 ~ 1 5

2. 環境関連物質 使用／不使用宣言書

弊社の環境調和型製品への採用可否を確認する調査です。調査して頂き、内容について保証頂くものです。

調査様式は、付属資料【様式3】環境関連物質 使用／不使用宣言書の例を参照してください。

(1) 調査対象物質

禁止物質（群）A01～15、管理物質（群）B01、B04、B07

(2) 調査依頼、回答方法

弊社から、部品等のメーカー型番毎にメール等で調査を依頼しますので、依頼された方法により回答を作成し提出願います。

①回答の含有濃度（ppm）と、コメント欄の記載に際しては、以下ご注意願います。

※含有濃度（ppm）について

- ・含有濃度（ppm）は、各物質群共に、含有化学物質の含有部位の均質材料（homogeneous material）に対しての含有率（ppm）を記入してください。
（均質材料とは、部品中のはんだ部分、メッキ部分、インク、樹脂部、シート、鋼材などの単一素材）
- ・複数部位に同一の使用用途分類がある場合には、最大値（ppm）側を記入してください。
- ・使用用途が複数にわたる場合には、用途は全て記載ください。
（記載しきれない場合は、備考欄または別紙（フリーフォーマット）にてご対応願います。）

※コメント欄について

上記、含有濃度（ppm）の「部位」情報を出来るだけ詳しく記載をお願いします。

記載例)

「5. 鉛及びその化合物」の場合

含有濃度 (ppm)	コメント欄
38000	コネクタ固定金具中の鉛：6 (c) (*1)

(*1) RoHS適用除外用途、不純物を含む場合は別シートの「使用用途分類コード」表を引用しご記入願います。

- ②回答書の提出は、基本的に弊社購入単位（部品コード）としますが、その部品がシリーズ品で回答内容が同じ場合はシリーズとして回答頂いて結構です。ただし、製品、ユニット品等については、必要に応じて構成する部品単位での回答をお願いする場合があります。
- ③製造中止品及び製造中止予定（製造中止が決定しているもの）の部品に対して、調査依頼が出された場合には、回答内容と合わせて製造中止欄もご回答願います。
- ④部品の代替、新規部品採用等の対応のため、回答は指定期日までにお願いします。
指定期日までに回答が無い場合には、継続的な使用もしくは新規採用できない場合があります。
なお、指定期日迄に回答出来ない場合や弊社指定様式での回答が不可の場合は個別に連絡願います。
- ⑤ご回答頂いた調査結果内容に不正があり、それによって弊社に損害が発生した場合、その補償等について請求させて頂くことがあります。
- ⑥実測データの提出をお願いする場合があります。

3. JAMP-AIS調査

弊社製品に採用した部材についてREACH規則のSVHCを含む物質の含有量・含有濃度等を確認する調査です。弊社お客様からの依頼を含め計画的に調査します。

調査様式は、JAMP-AISです。JAMPホームページのダウンロードエリアからAIS一式を入手し、AIS作成手順書、AIS入力支援ツール操作説明書などをご覧ください。

(1) 調査対象物質

禁止物質（群）A01～15、管理物質（群）B01～12

(2) 調査依頼、回答方法

弊社から「調査部品名一覧(添付CSVファイル)」を添付しメール等で調査を依頼しますので、依頼された方法により回答（XMLファイル）を作成し提出願います。

①回答作成について

- ・AIS入力支援ツール(Excel)をご利用の上、調査品1品毎にご回答願います。
回答記入後に、AIS入力支援ツールの「自動集計シート」シートの「XML生成」ボタンでXMLファイルを作成してください。

② JAMP AIS調査につきましては調査ご依頼日より1週間（暦日）以内に下記2項目の事前連絡をお願い致します。

- ・弊社への回答予定日。
- ・対象部品のJAMP AIS調査が不可の場合には、メーカー名、メーカー型番、不可理由等を速やかに連絡願います。

4. 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結（禁止15物質）

調達品の環境関係法令遵守及び環境品質確保を目的とします。

(1) 合意対象範囲

①禁止物質（群）A01～A15

②弊社仕様書（購入仕様書、図面など）に下記「グリーン調達の適用」又は相当の文言記載があるもの。

文言例

グリーン調達の適用について

1. 当社、「グリーン調達ガイドライン」で示される特定化学物質が含まれていないことを保証すること。
2. 当社、「グリーン調達ガイドライン」で示される含有量調査物質について含有化学物質調査でご回答いただいた含有、含有濃度の値以下にすること。
3. 上記、特定化学物質、含有量調査物質に対し含有量、含有濃度に変更が生じた場合には速やかに当社調達担当に連絡すること。

(2) 締結要領

①当社から「特定化学物質の使用制限に関する合意書」（原紙）2通を送付します。

②調達取引先様で内容確認頂き、合意了解頂けましたら調達取引先様の取引責任者の記名・捺印の上、2通を当社まで送付願います。

③調達取引先様から「特定化学物質の使用制限に関する合意書」が当社に届きましたら、東芝デジタルソリューションズグループ各調達責任者印を押印の上、調達取引先様保有分として1通を返送します。

付属資料

別表1 ランクA：禁止物質(群)

番号	物質(群)名	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する時期	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料(特定アミンを形成するものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 100 ppm (*1、*2)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*1、*2)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*1、*2) 塩化ビニルケーブルのみ 300ppm
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*1、*2)
A07	オゾン層破壊物質(例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等)	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称：PBB類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称：PBDE類)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm (*1)
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称：PCB類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部(炭素鎖長10～13)の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ(略称：TBT)、トリフェニルスズ(略称：TPT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(略称：TBTO)	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名：アルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A18	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名：エンドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A19	黄りん(例：マッチの火薬に含有している場合がある)	既に禁止	意図的添加の禁止
A20	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名：クロルデン又はヘプタクロル)	既に禁止	意図的添加の禁止

次頁へ続く

番号	物質(群)名	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する時期	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 2 1	N, N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名: DDT)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名: デイルドリン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名: トキサフェン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 7	β -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス(クロロメチル)エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名: マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名: ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名: 六塩化ブタジエン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名: PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン)フルオリド(別名: PFOS F)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル(略称: PCT 類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物(A 1 4, A 1 5を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ1000 ppm (* 3)
A 4 1	フマル酸ジメチル(略称: DMF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: α -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止

次頁へ続く

番号	物質（群）名	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する時期	東芝デジタルソリューションズグループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 ^{2, 6} . 0 ^{3, 9} . 0 ^{4, 8}] デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*3、*4）
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*3、*4）
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	即時	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブROMシクロドデカン（略称：HBCD）	即時	意図的添加の禁止
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素類（PAH）	2015年7月1日より禁止	人体に触れる部分かつ 1ppm（*4）
A 5 2	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*5）
A 5 3	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*5）
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*5）
A 5 5	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*5）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- （* 1）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- （* 2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100ppmを含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- （* 3）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。
- （* 4）欧州REACH規則付属書XVII記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

- (* 5) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州 R o H S 指令で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

別表2 ランクB：管理物質(群)

番号	物質(群)名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤(PBB類(A08)及びPBDE類(A09)を除く)
B05	ニッケル及びその化合物(人体に触れる部分)
B06	フタル酸エステル類(DEHP(A52)、DBP(A53)、BBP(A54)、DIBP(A55)及び(B12)で指定されたフタル酸エステル類を除く)
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物(略称:PVC)
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン(略称:PFC類)
B10	ハイドロフルオロカーボン(略称:HFC類)
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC(認可対象候補物質)(*6)
B13	赤りん(樹脂中の難燃剤用途)

(*6) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

【様式1】EMS調査表

当社のwebサイト（下記URL）でご確認いただけます。

URL：<http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

【様式2】CMS調査表

当社のwebサイト（下記URL）でご確認いただけます。

URL：<http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

【様式3】環境関連物質 使用／不使用宣言書

当社のwebサイト（下記URL）でご確認いただけます。

URL：<http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

特定化学物質の使用制限に関する合意書

(以下「売主」という。) および東芝デジタルソリューションズ株式会社 (以下「買主」という。) とは、両社間で平成〇〇年〇〇月〇〇日付締結の資材取引基本契約に付帯して、次のとおり合意する。

第1条 (目的)

本合意書は、本件法令および仕様書に指定される使用制限の遵守および遵守体制について定めるものとする。

第2条 (定義)

本合意書に使用される語は次の意味を有するものとする。

- | | |
|----------|--|
| ① 仕様書 | 買主が売主に提供する納入品に関する仕様書等で、「グリーン調達の実施について」と記載のもの |
| ② 使用制限 | 本件法令および仕様書の定めにしたがって、売主の納入品のいかなる部分においても、特定化学物質を許容含有量以下に制限すること |
| ③ 特定化学物質 | 買主が定めるものは別紙15物質とする。これらは国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止、制限または報告義務を受ける化学物質群のこと |
| ④ 納入品： | 売主が買主の発注に基づき納入するすべてのもの |
| ⑤ 本件法令： | 国内外の法令で詳細は別紙による |
| ⑥ 本合意書： | 本「特定化学物質の使用制限に関する合意書」 |

第3条 (本件法令の遵守および遵守体制の構築)

1. 売主は、買主に納入するいかなる納入品についても本件法令を含む特定化学物質の不含有・含有制限に関して規定した仕様書を遵守しなければならない。ただし、仕様書中に本件法令と異なる使用制限を定める場合は、仕様書に従うものとする。
2. 売主は、前項の使用制限を遵守するために、買主が売主に対して別途通知する要求を実現することができる体制を構築しなければならない。かかる買主の要求は、納入品に関する使用制限の遵守に関する証明書、成分データおよび成分の実測データの提出を含むが、これらに限定されない。

第4条 (保証)

売主は、納入品および納入品に含有される原材料等が前条に適合するものであることを保証するものとする。

第5条 (報告および監査)

売主は、買主が本合意書の遵守状況を調査するために、買主の要求に応じて、買主に対して報告書を提出し、また協議の上、買主が売主の事業所または作業場所もしくは、売主が自ら納入品の製造を行っていない場合は、納入品の製造場所に対する立入監査を行うことを認めるものとする。買主が立入監査を行う内容は、製造工程の確認および部品・材料を抜き取って成分データを実測することを含むが、これらに限定されない。

第6条（変更等の事前通知）

1. 売主は、納入品の製造工程を変更する場合は、買主が別途定める方法により、事前に変更内容を通知する。
2. 売主は、納入品または原材料等について、本合意書に違反し、またはそのおそれのある事態が発生したことを知った場合、直ちに買主に対して通知する。

第7条（指導および勧告等）

売主は、買主が前二条を受けて指導および勧告等を行った場合、その内容にしたがって、速やかに是正措置を講じ、その結果を買主に対して報告しなければならない。

第8条（損害賠償）

1. 買主は、売主が本合意書に違反したことにより買主に損害が発生した場合、当該損害の賠償を請求することができる。
2. 売主があらゆる点において仕様書にしたがっていたにもかかわらず買主に損害が発生した場合は、その取扱いおよび対策について協議するものとする。

第9条（注文の撤回）

買主は、売主が本合意書に違反した場合、買主の売主に対する注文の全部または一部を撤回することができる。

第10条（許認可）

本合意書の締結にあたり、政府の許認可を必要とするときは、売主がその負担と責任において一切完了するものとする。

第11条（紛争解決）

1. 売主および買主の間の本合意書に関する疑義、相違その他の紛争（以下「紛争」という。）は、売主および買主による誠実な協議により解決されるものとする。
2. 本合意書に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

第12条（準拠法）

本合意書の効力、解釈および紛争の解決については、日本国法が適用されるものとする。
本合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、売主および買主が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

売主

買主

別紙

東芝デジタルソリューションズ株式会社が定める特定化学物質とは、弊社「グリーン調達ガイドライン」の禁止物質（群）の内、A01～A15（15物質）です。具体的には以下の物質です。「グリーン調達ガイドライン」については、以下弊社HPの企業情報より参照可能です。

<http://www.toshiba-sol.co.jp/>

No	物質（群）名	禁止する含有濃度の閾値	関連する主な法規制等
1	アスベスト類	意図的添加の禁止	水質汚濁法・安衛法 廃掃法、石棉障害予防規則 欧州指令 76/769/EEC
2	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	意図的添加の禁止	化審法、安衛法 ドイツ日用品規制 中国国家安全技術規範 GB18401
3	カドミウム及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 100 ppm（注1、注2）	RoHS指令
4	六価クロム化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（注1、注2）	RoHS指令
5	鉛及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（注1、注2） 300ppm（塩化ビニルケーブル）	RoHS指令
6	水銀及びその化合物	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（注1、注2）	RoHS指令
7	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBCF類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	オゾン層保護法 モントリオール議定書
8	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（注1）	RoHS指令
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（注1）	RoHS指令
10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	意図的添加の禁止	化審法
11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	意図的添加の禁止	化審法
12	放射性物質	意図的添加の禁止	原子炉等規制法 放射線障害防止法
13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止	化審法
14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPP）	意図的添加の禁止	化審法
15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBT0）	意図的添加の禁止	化審法

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（注1）禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100 ppmを含有濃度の閾値とします。

改訂記録

改訂番号	主な改訂内容	改訂日
初版	発行	2004年 7月1日
1.11	1. JGPSSI調査をVer2 からVer3に変更 2. 取引先環境活動調査の内容見直し ・化学物質管理体制の確認 ・環境関係法令及びグリーン調達対応状況確認 3. 特定化学物質の使用制限に関する合意書の締結追加	2007年 2月20日
2.0	1. JIG-101Aを基にJGPSSI調査の閾値見直し (アゾ染料など) 2. 調達禁止物質 (群) 追加 禁止35 パーフルオロオクタンスルフォナート (PFOS) 3. JGPSSI調査に関連する見直し ・定期再調査 (3年以内に実施) を盛り込み ・調査対応可否、回答予定日を先行回答 4. 取引先環境活動調査の内容見直し ・化学物質管理体制の運用状況確認	2010年 3月 12日
2.1	1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正において第1種監視化学物質が監視化学物質に名称変更(2010年4月施行)されたことにより、下記項目の文言見直し ・6頁 表1 調達禁止物質(群) ・付属-5(3/3) 別紙 2. 東芝デジタルソリューションズグループ環境基本方針の更新(2010年6月)による差替え、および「東芝グループ地球環境マーク」から「ecoスタイル」への更新(2010年6月)による差替え 3. 吸収合併によりグループ会社名から東芝ソリューションシステムサポート株式会社を削除	2010年 7月8日
3.0	下記項目変更により全体見直し 1. 取引先環境活動調査の変更 ・EMS(環境保全活動)調査表の項目変更 ・CMS(製品含有化学物質管理)のJAMPチェックシートを独立採用しCMS調査表を新規追加 2. 化学物質調査方式の変更 ・JGPSSI Ver3(JIG24物質)調査の削除 ・特定有害物質(RoHS6物質)調査の削除、及び様式4(特定有害物質含有調査書)削除 ・環境関連物質 使用/不使用宣言書の追加 ・JAMP-AIS 調査の追加 3. 調達禁止物質(群)、調達管理物質(群)の変更 ・別表1 調達禁止物質(群)を 35 物質(群)⇒48 物質(群) ・別表2 調達管理物質(群)を20物質(群)⇒12物質(群)、内1物質(群)が欧州REACH規則のSVHC	2011年11月25日
4.0	1. 禁止15物質(群)の名称を特定化学物質のみとし、レベルAの名称を削除 2. III. 1. 東芝デジタルソリューションズグループのグループ会社の見直し 3. 別表1 禁止物質(群)に禁止物質追加、禁止時期追加 A49: エンドスルファン又はベンゾエピン、A50: ヘキサプロモシクロドデカン、 A51: PAH、A51~A55: フタル酸エステル類 4. 別表2 調達管理物質(群)にB13: 赤リン追加 5. 3項に伴い、「【様式1】EMS調査票」の内容を改訂。また、「(1)環境関係法令及びグリーン調達の対応状況」の設問を追加 6. RoHS指令の改正に伴い、「【様式3】環境関連物質 使用/不使用宣言書の例」を差し替え	2015年3月27日
5.0	付属資料 別表1 ランクA: 禁止物質(群)の注釈(*1), (*2)の見直しと注釈(*5)の追加、別表2 ランクB: 管理物質(群)の注釈(*5)を注釈(*6)に変更	2017年3月1日
6.0	1. 東芝デジタルソリューションズ株式会社発足に伴い社名表記等を変更 2. 「II. 環境基本方針」、「【様式1】EMS調査表」、「【様式2】CMS調査表」、「【様式3】環境関連物質 使用/不使用宣言書」の記載を社外サイトURL記載に変更	2017年7月1日

本件に関するお問合せは、下記にお願い致します。

東芝デジタルソリューションズ株式会社
グループ調達統括部

電話：042-340-6837

E-mail: Green.Procurement@toshiba-sol.co.jp

本ガイドラインは弊社ホームページに掲載しています。

<http://www.toshiba-sol.co.jp/company/procure/procure-green.htm>

発行元

東芝デジタルソリューションズ株式会社

技術統括部

グループ調達統括部